

上海市、多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング試行を最適化

国家外貨管理局上海市分局は 2025 年 1 月 23 日、《〈上海市多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング業務試行管理規定〉の印刷・発表に関する通知》（上海匯發〔2025〕第 9 号、以下、本通知）を公布・実施しました。

多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング業務試行は、2021 年に北京・深センでの先行実施後、上海・広東・浙江等の地域に拡大されていました。また、2024 年 12 月に中国人民銀行、国家外貨管理局は、上海・北京・江蘇・浙江・広東・海南・陝西・寧波・青島・深セン等の 10 省・市において、試行の最適化が実施されていました。

本通知は上記試行の管理規定であり、主な内容としては、備案プロセスおよび対外受払関連資料審査の簡素化、多国籍企業による外債と対外貸付集中割合の独自決定などが含まれ、クロスボーダー資金運用管理の便利化および資金使用効率の更なる向上を目的としています。

上海市の既存試行企業（5 社）は、本通知の関連規定を直接適用し、別途の申請は不要となります。条件に合致するその他の多国籍企業は、先に外管局上海市分局で備案申請を行う必要があり、その他クロスボーダー資金集中運営またはクロスボーダー双方向人民元プーリングの整理を完了した後、本通知に基づくプーリング業務のみを実施することができます。

本通知の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.safe.gov.cn/shanghai/2025/0123/2208.html>

1. 試行業務の内容および備案

関連主体	● 多国籍企業 ・ 資本の連結を紐帯とし、親会社・子会社およびその他メンバー企業あるいは機構が共同で組成する企業法人グループ ● 主幹企業 ・ 主体業務の備案、実施、データ送信・報告、状況のフィードバック等の職責を多国籍企業の授權を取得して履行、かつ独立法人資格を有する国内メンバー企業 1 社 ● メンバー企業 ・ 多国籍企業内部で相互に直接あるいは間接的に持分を保有し、独立法人資格を有する各国内外企業 ・ 分公司や、主幹企業と直接あるいは間接的な持分関係はないが、同一の親会社に持分支配を受ける兄弟会社は、メンバー企業として認められる
業務内容	● 本通知における多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング業務とは、多国籍企業が自らの経営と管理上の必要性に応じて国内外の人民元・外貨資金を集中運営管理し、資金の集約と余剰・不足の調整、経常項目資金の集中受払とネットティング等の業務を指す

主要条件	● 条件に合致する多国籍企業は、経営ニーズに応じて外管局上海市分局管轄内の国内メンバー企業 1 社を主幹企業として国内外メンバー企業の資金を集中的に運用管理可 ① 真実の業務ニーズを有していること ② 完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること ③ 相応の内部管理電子システムを構築していること ④ 全国内メンバー企業の前年度人民元・外貨の国際受払規模の総額 ≥70 億元相当、全国内メンバー企業の前年度営業収入の総額 ≥100 億元かつ全国外メンバー企業の前年度営業収入の総額 ≥20 億元相当 ⑤ 直近 2 年間に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行為がないこと（設立から 2 年に満たない企業は、設立日以降に重大なクロスボーダー受払業務に係る法律・規定違反行為がないこと） ⑥ 主幹企業およびその他メンバー企業が貿易外貨受払企業リスト内の企業である場合、貨物貿易分類結果が A 類であること ⑦ 国内外メンバー企業の合計社数は 3 社を下回ってはならず、国外メンバー企業が国内企業の投資により設立された場合、国内主管当局の国外投資に関する規定を遵守しなければならない ⑧ 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件
業務備案 フロー	● 主幹企業・協力銀行の選択 ・ 主幹企業は外管局上海市分局管轄内の企業であること ・ 外管局上海市分局管轄内の条件に合致する 1 つの銀行あるいは複数の銀行を協力銀行として選択可 ● 外管局上海市分局で備案登記を申請 ・ 申請書類は主幹企業が申請人として提出、または主幹企業が申請人として協力銀行に委託して提出可 ● 備案手続き完了 ・ 外管局上海市分局は、完全な申請書類を受領した後、人民銀行上海支店と共同で備案手続きを行い、備案通知書を発行 ・ 主幹企業は備案通知書の取得後 1 年以内に国内資金主口座を開設し、併せてプーリング業務を実施しなければならない（備案通知書は発行満 1 年に達する日に失効） ● 変更備案 ・ メンバー企業の追加または脱退などによる外債および対外貸付の限度額に影響を及ぼさない資本項目の変更や、主幹企業またはメンバー企業の名称変更が発生した場合、主幹企業は変更発生日から 30 日以内に協力銀行に報告し、また、変更に伴う企業の関連状況説明および変更事項に係る証明資料を提出

※ 金融機関（財務会社が主幹企業の場合を除く）、地方政府融資プラットフォーム企業、不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業として多国籍企業の人民元・外貨一体化プーリング業務を取り扱ってはならない。

2. 外債限度額の集中管理

限度額の集中	● 多国籍企業は、マクロブルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を実施可 ● 各メンバー企業は、部分的に集中される外債限度額を独自で決定することができ、調整頻度は年に 1 回までとする（未集中の外債限度額について、各メンバー企業は現行規定に基づき自ら外債業務を実施可） ● 主幹企業が財務公司の場合、外債限度額の集中に参加してはならない
限度額の計算	● 多国籍企業外債リスク加重残高 $A \leq$ 多国籍企業外債集中限度額 B $A = \Sigma \text{ 人民元} \cdot \text{外貨外債残高} + \Sigma \text{ 外貨外債残高} \times \text{為替リスク換算因数} (0.5)$ $B \leq (\text{主幹企業の直近一期の監査済純資産} + \Sigma \text{ 国内メンバー企業の直近一期の監査済純資産} \times \text{集中割合}) \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率} (2) \times \text{マクロブルーデンス調節係数} (1.5)$ ※ 上記カッコ内の係数は現時点の数値であり、人民銀行・外貨管理局による調整可。

3. 対外貸付限度額の集中管理

限度額の集中	● 多国籍企業は、マクロブルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商慣習を遵守して自ら対外貸付業務を実施可 ● 多国籍企業のプーリング業務に係る対外貸付規模は国外債務者の経営規模と相応し、対外直接投資・証券投資等の管理要件の回避や、直接あるいは間接に債務者の経営範囲外の支出に使用してはならない ● 各メンバー企業は、部分的に集中される対外貸付限度額を独自で決定することができ、調整頻度は年に 1 回までとする（未集中の対外貸付限度額について、各メンバー企業は現行規定に基づき自ら対外貸付業務を実施可） ● 主幹企業が財務公司の場合、対外貸付限度額の集中に参加してはならない
限度額の計算	● 多国籍企業対外貸付リスク加重残高 $C \leq$ 多国籍企業対外貸付集中限度額 D $C = \Sigma \text{ 人民元} \cdot \text{外貨対外貸付残高} + \Sigma \text{ 外貨対外貸付残高} \times \text{通貨種類転換因数} (0.5)$ $D \leq (\text{主幹企業の直近一期の監査済純資産} + \Sigma \text{ 国内メンバー企業の直近一期の監査済純資産} \times \text{集中割合}) \times \text{対外貸付レバレッジ率} (0.8) \times \text{対外貸付マクロブルーデンス調節係数} (1)$ ※ 上記カッコ内の係数は現時点の数値であり、人民銀行・外貨管理局による調整可。

4. 経常項目資金集中受払およびネットティングの業務

経常項目 資金集中受払	● 主幹企業が国内資金主口座を通じて、国内メンバー企業を代理し集中して経常項目の受払を行う
----------------	---

経常項目 ネットティング	- 主幹企業が国内資金主口座を通じて、その国内外メンバー企業の経常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を合算して 1 件の取引とするオペレーション方式 - 原則、毎月最低 1 回のネットティングの実施が必要
-----------------	--

※ 国内メンバー企業は規定に基づき「貨物貿易外貨業務登記表」により行う必要がある業務に参加してはならず、現行の規定に基づき行わなければならない

5. 口座および為替管理

国内資金 主口座	- 主幹企業は、備案通知書を持参して、協力銀行で国内資金主口座を開設し、プーリング業務を実施可 - マルチカレンシー（人民元を含む）口座とすることができ、口座数の制限はないが、マクロプルーデンス監督管理の要求に合致していなければならない - 日中およびオーバーナイトの貸越を実施可能（貸越資金は、対外支払にのみ使用することができ、資金の受領後、優先的に貸越金を弁済しなければならない）
人民元転・外貨転	国内資金主口座は、経常項目、直接投資、外債および対外貸付に係る人民元転・外貨転を集中して取扱可
対外受払審査	- 主幹企業が国内資金主口座内の資本項目収入を支払・使用する際、関連取引が真実でコンプライアンスに準拠し、かつ規定に合致していることを承諾の上、直接協力銀行で手続きを行い、事前取引毎の真実性証明書類の提出は不要 - 主幹企業・銀行は、取引の真実性・合法性を十分に証明する関連書類およびエビデンスなどを検査に備えて 5 年間保管しなければならない
その他	- 多国籍企業の国内メンバー企業間において、経常項目クロスボーダーの支払に使用する外貨借入と異なる通貨による返済 - 実際に外貨支払ニーズを有する国内メンバー企業が国内資金主口座を通じて、その他の国内メンバー企業から借入した外貨資金を経常項目に係るクロスボーダー対外支払に使用することを許可し、返済通貨は協議により確定可（同一通貨による返済を優先する）、為替レートは市場の合理的公正価格に基づき協議・確定すること - 主幹企業が国外メンバー企業に代わって国外集中受払業務を実施 - 主幹企業が国内資金主口座を通じて、国外メンバーと国外主体間の人民元・外貨集中受払業務を取り扱うことを許可し、当該業務は主幹企業備案済の外債限度額・対外貸付集中限度額を占用 - 主幹企業が国外メンバー企業に代わって国内メンバー企業間との集中受払業務を実施 - 主幹企業が国内資金主口座を通じて、国外メンバー企業と国内メンバー企業間の人民元・外貨集中受払業務を取り扱うことを許可し、企業と協力銀行は業務背景の真実性・コンプライアンスを保証し、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資・反脱税等の関連規定を遵守しなければならない

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新國際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 國際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景國際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED